

## は し が き

民事信託の適正な活用および普及をめざし、司法書士、弁護士、税理士等の専門職が中心となり執筆した『有効活用事例にみる民事信託の実務指針』（一般社団法人民事信託推進センター編・民事法研究会・平成28年）が刊行されて早6年近くが経過しました。その間、民事信託への需要は高まり、携わる専門職の役割はますます重要となってきました。また、最近のいくつかの裁判例からみてとれるように、専門職の依頼者に対する責任も質量ともに変化しています。

本書は前掲の書籍のいわば「続編」で、読者の対象として、司法書士、弁護士、税理士等の民事信託に携わる専門職を念頭においています。この6年近くの民事信託に関する理論的または実務的な蓄積を更新するかたちで出版の機会をいただきました。

第1章では、民事信託に携わる専門職の業務を「民事信託支援業務」と位置づけ、受任に際して潜むリスクを回避するために、また、適正な民事信託を提案するために、倫理および執務姿勢を理解することの重要性を展開しています。小見出しはあえて具体的な記載内容とし、専門職が民事信託支援業務に着手する際、目次を見れば、短時間で倫理および執務姿勢の留意点を見直すことができるように配慮しました。

第2章では、一般社団法人民事信託士協会が主催し、今年で8回目を迎える民事信託士検定の過去の課題を題材としています。信託法上の用語の理解を深めるとともに、相談事例をどのように契約書に反映させていくのか、といった契約書作成の入口としての役割を担う章となります。

第3章では、より実践的な事例を取り上げています（プライバシー保護のため、実際の事例の内容に修正を加えております）。さまざまな分野に広がる民事信託の可能性をさらに高めるためには、専門職の創意工夫と創造力が不可欠です。さまざまな事例に触れ、自分の引き出しを多くもつことは、依頼者の個別具体的な要望に対し、適正な民事信託を提案することにつながります。

第4章は、Q&A方式で、民事信託と親和性が高い成年後見制度等の他の制度と民事信託との併用または比較に関する論点および実務において検討が

必要となる場面が少ない論点などを取り上げました。有意義ですが、実務上、明確な正解がない論点もありますので注意が必要です。

民事信託支援業務に携わる専門職に求められるのは、民事信託に関する倫理を踏まえた執務姿勢の習得とその継続、そして、常に民事信託に関する動向に注目し、アップデートしていく心構えだと思います。

本書はそのような目的にかなう内容であると自負します。民事信託支援業務に携わる専門職の方々の必携の書となれば幸いです。

最後になりますが、本書を出版するにあたり、さまざまなご支援、アドバイス等をいただきました民事法研究会の南伸太郎氏をはじめとする関係各位に心から御礼申し上げます。

令和4年3月

一般社団法人民事信託推進センター代表理事 **森 登規雄**

一般社団法人民事信託士協会代表理事 **押井 崇**



## Ⅱ 民事信託支援業務に臨む実践的倫理

### 1 民事信託支援業務の内容

信託業法の適用を受けない民事信託に関して、当事者の依頼により、以下のような業務が考えられるが、そもそも受託者として管理等を行うものではない（本章Ⅱコラム5参照）。

数年前までは、民事信託支援業務のイメージは、スキーム構築・契約書作成に関与することのみに目を向けられていたが、現在では受益者のための財産管理として支援していくことが民事信託支援業務のあるべき姿として考えられるようになっている。

長期にわたる財産管理支援について、企画制作にあたっては、何のために使うのか、合理的に説明できない信託の制作には手を貸さない、つぐらないうということが鉄則である。

執行逸脱や財産隠蔽のような違法・脱法目的な相談に対しては、誘惑・脅迫に負けない精神力・倫理力が専門家には必須であると強く訴えたい。

また、信託設定後の関与として信託関係人に就任することについても検討が必要で、次の①～④の内容を民事信託支援業務としてとらえている。ただし、渋谷陽一郎氏が提唱する<sup>28</sup>「法律判断権」と「信託維持の支援」や「信託の見守り」という視点からこの民事信託支援業務に関し、双方受任の中立的業務等がどこまで可能なのかについては今後も引き続き検討が必要である。

- ① 民事信託に関する相談・スキーム構築
  - ①a 受益者の財産管理・処分のため
  - ①b 委託者の財産承継のため
- ② 信託契約書案・遺言書案の作成
- ③ 信託開始後の受託者支援（個別の相談・助言、顧問、信託法28条によ

28 渋谷陽一郎『民事信託の実務と書式〔第2版〕』（2020年・民事法研究会）。

- る信託事務代行者等)
- ④ 信託開始後の受益者支援（個別の相談・助言、信託監督人・受益者代理人への就任、任意後見受任者等）

## 2 民事信託支援業務は成年後見業務をベースに行う

成年後見業務は、財産管理と身上保護のために本人から預貯金通帳、保険証、不動産権利証等を預かり、本人の権利擁護と日常生活の支援を行うものである。

実務においては、適正な財産管理の手法、民法858条の本人意思尊重義務や身上配慮義務、善管注意義務、利益相反、家庭裁判所への報告、医師や介護関係者との連携の方法等を学んできた。

信託業法上、民事信託支援業務では、専門職が受託者として報酬を得て財産を預かることはないが、相談や信託スキーム構築の業務等によって間接的に財産管理にかかわることになることから、成年後見業務の知識と経験は民事信託支援業務のベースとなるのである。

## 3 従来の財産管理業務とは異質であることを理解して臨む

民事信託支援業務に臨むにあたり、従来の成年後見業務等の財産管理業務をベースとすることは必要だが、さらに次の①～⑥の点で異質であることに注意しなければならない。

- ① 委託者・受託者・受益者が登場し、三者による主体的協力によりしくみが制作されること
- ② 信託法制、相続・遺言制度、成年後見制度、税制度の4つの知識が必要であること
- ③ よい実務書が少なく、不適切な説明も散見されるため、取捨選択する判断力が必要であること
- ④ 判例が少ないこと<sup>29</sup>
- ⑤ 相談者は民事信託を知らない、または誤解していることが多いこと

29 遺留分侵害額請求の回避を目的とした信託は無効であるとする前掲（注1）東京地判平成30・9・12は、倫理を考えるうえでリーディングケースとなるものである。

⑥ 個別事情による設定となるため、手間暇がかかること

信託条項の雛型が掲載されている実務書も増えているが、個別事情を確認していくと、雛型の全条項がそのままあてはまるということはまずない。民事信託はオーダーメイドだといわれるゆえんである。その点を十分踏まえて臨む必要がある。

コラム 2 民事信託は他の財産管理制度の抜け道制度ではない

専門職のウェブサイトやセミナーにおいて、時折、成年後見制度の利用を避けることや、所有権移転・信託登記の留保など、その提案内容が、「〇〇はしなくてよい」という他の制度の抜け道や逃げ道を強調する内容のものを見かけることがある。

最近では、このような専門職の勧めで民事信託を設定した受益者や受託者から、受益債権の給付や信託財産の処分において「こんなはずではなかった」という相談が増えている。

抜け道を強調することなどは専門職もまた、民事信託を十分理解していないまたは誤解している節がみられる。

設定に関与した専門職への相談では、連絡したが「時間がかかる」ことなどを理由として相談に応じてもらえず、仕方なく別の専門職に相談したそうである。

このような「契約書の作成まではおいしいけれど、その後の支援は面倒くさいからかわりたくない」とする専門職も報告されている。間違っても信託契約書を高額な報酬で作成し、その後は関与しないという執務姿勢であってはならない。

## 4 専門職同士の協力関係が必要

民事信託支援業務に関する情報については、いまだ限られているため、孤立し独善的になるおそれがあることを理解しなければならない。

1人の力では限界があり、ネットワーク能力とコミュニケーション能力が求められ、最新の実務情報に関心を示さなければならない。時には第三者の検証（リーガルチェック）を積極的に求めることも必要である。

## 5 民事信託支援業務の担い手となるための執務姿勢

- (1) 相談内容により、従来の財産管理制度を利用することで、十分にその目的・希望が達成できるものについてまで、無理に民事信託を勧めるべきではない

信託の活用が適している事案であるか否かを、次の①～④の項目で見極めることが重要である。

- ① 遺言や生前贈与を活用できないか
- ② 任意後見を利用することで目的を達成できないか
- ③ 任意後見と民事信託の組合せを考える必要はないか
- ④ 財産を「移転」することを委託者は納得しているか

### (2) 委託者の意思を尊重する

委託者の意思を無視した民事信託の設定は、いずれ破綻し、撤回を余儀なくされ、その責任は組成に関与した専門職にも及ぶということを理解する必要がある。

特に、委託者の意思の尊重にあたって注意を要するのは次の①～③の点である。

- ① 受託者、推定相続人、利害関係人などの言い分や願望をそのまま契約に盛り込んで서는ならない、それらに左右されてはならない
- ② 受託者候補者の意見に対して、委託者は「嫌だ」と言えず、言いなりになってしまい、事実上対等でない関係にあることが多い
- ③ 委託者のほか、新受託者にも面談し、その意思を尊重する

### (3) 信託はすべて受益者のためにある

信託はすべて受益者のためにあるという視点から、次の①～⑤の点を確認しておきたい。

- ① 信託設定をすれば、委託者は「蚊帳の外」におかれ、信託設定後の主体は受益者となることに注意する
- ② 信託は、一定の目的に従い「財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為」（信託法2条1項）を行うが、これは、究極には、受益者の利益をかなえるための制度である



◎執筆者一覧◎

〔編者〕

一般社団法人民事信託推進センター

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-16-13

URL <https://civiltrust.com/>

〔執筆者〕(50音順)

海野 千宏 (うみの・ちひろ)

弁護士 (みなと総合法律事務所)

大貫 正男 (おおぬき・まさお)

司法書士 (司法書士法人大貫事務所)

鈴木 淳 (すずき・じゅん)

税理士 (辻・本郷 税理士法人)

鈴木 望 (すずき・のぞむ)

司法書士 (ビゼックス合同事務所)

田中 康敦 (たなか・やすのぶ)

弁護士 (弁護士法人 Y&P 法律事務所)

宮本 敏行 (みやもと・としゆき)

司法書士 (司法書士法人芝トラスト)

山崎 芳乃 (やまざき・よしの)

司法書士 (こすもす司法書士法人)

## 民事信託の適正活用の考え方と実務

---

2022年3月30日 第1刷発行

定価 本体2,700円+税

編者 一般社団法人民事信託推進センター  
発行 株式会社 民事法研究会  
印刷 文唱堂印刷株式会社

---

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> [info@minjiho.com](mailto:info@minjiho.com)

---

落丁・乱丁はおとりかえします。

表紙デザイン 関野美香

ISBN978-4-86556-499-0 C2032 ¥2700E